

ID: 211

担当部署: 都市整備課

処分の概要	流水占用料等の減免		
例規名 根拠条項	高根沢町準用河川占用料徴収条例 第4条		
例規番号	令和4年条例第4号		
<p>【基準】</p> <p>第4条の規定による。 (流水占用料等の減免)</p> <p>第4条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、流水占用料等を減免することができる。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体が流水占用等をするとき。</p> <p>(2) 防火又はかんがいのために流水占用等をするとき。</p> <p>(3) その他町長が特に必要と認めるとき。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日